



府食第62号

平成25年1月28日

農林水産大臣

林 芳正 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年1月22日付け24消安第5015号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格の変更は、既に使用が認められている特殊肥料を、既に公定規格が定められ一般的に流通している普通肥料の原料として、当該普通肥料に化学的操作なく物理的に混合したもの又は化学的操作なく物理的に混合し、当該混合物を造粒若しくは成形したものの使用を認めるものであり、現在ほ場において特殊肥料及び普通肥料を混ぜて使用されている実態と人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。